

## 仕 様 書

### 1 業務名

東雲ポンプ場ほか4か所雨水沈砂処理業務（単価契約）

### 2 業務場所

東雲ポンプ場	南区仁保新町二丁目12番33号
庚午ポンプ場	西区草津東一丁目15番23号
小己斐ポンプ場	西区井口五丁目28番1号
舟木ポンプ場	西区井口四丁目2番52号
井口ポンプ場	西区井口一丁目4番20号

### 3 業務目的

本業務は、東雲ポンプ場ほか4か所から発生する雨水沈砂（以下、沈砂という。）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）に準じて適正に処理することを目的とする。

### 4 業務内容

- (1) 東雲ポンプ場ほか4か所から発生する沈砂を、ホッパ等から天蓋付水密ダンプに積み込み、受注者の施設で脱水、乾燥（天日乾燥を含む）、焼却又は固化の中間処理を施すものとする。
- (2) 沈砂の搬出は、発注者の係員が搬出の依頼を行った後に行うものとする。
- (3) 沈砂の搬出開始は、原則として午前9時から午後4時（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）に行うこととする。ただし、緊急時（夜間、休日等も含む）（以下「緊急時」という。）においてはこの限りではない。
- (4) 沈砂の搬出は、沈砂の積込み終了後、発注者の係員と搬出確認を行うものとする。
- (5) 中間処理後の沈砂については、受注者は廃棄物処理法に準じて、適正に処理するものとする。

### 5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 沈砂は毎日流入するため、発注者の指示に基づき、土日祝日を問わず指定された日に搬出すること。
- (2) 受注者は本業務に必要な設備、車両、人員等を適切に確保し、継続的かつ安定的な業務運営を維持するため、これらを適切に整備、配置し、業務の円滑な運営を図るものとする。
- (3) 沈砂の搬出にあたっては、来場時と退場時にその都度、発注者の係員へ報告するものとする。
- (4) 沈砂を車両へ積み込み時、落下又は飛散した場合はホッパ周辺を清掃するものとする。
- (5) 沈砂の運搬中に、積載物が落下又は飛散しないように、適切な処置を行うものとする。
- (6) 台風、豪雨、連続降雨時等の緊急時においても、受注者は沈砂の搬出を円滑に実施できるように体制を整えておくものとする。また、発注者は、この緊急時の沈砂搬出について、受注者に沈砂の流入状況などの情報提供等を密に行うことに努めるものとする。
- (7) 沈砂・しさを別々のホッパで貯留しているので、誤操作等をしないよう慎重に確認を行い、沈砂の積込み作業を実施するものとする。なお、誤操作とは、天蓋付水密ダンプの「停

車位置」の間違い等をいう。また、誤操作等により、積み込んだもの(しさ)及び散乱したものの(しさ・沈砂)については、受注者の責任において処理するものとする。

(8) 車両は、あらかじめ発注者が承諾した車両を使用するものとする。

## 6 提出書類

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名を報告するとともに、運転免許証の写し(住所、生年月日及び登録番号が確認出来ないように塗りつぶしたもの)を提出すること。また、変更があったときも同様とする。ただし、運転免許証の更新の場合、写しの提出は不要であるが、発注者が確認のために原本又は写しの提示を求める場合がある。

(2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、契約締結後速やかに提出して、発注者の承諾を受けなければならない。また、変更があったときも同様とする。なお、委託業務実施計画書の構成は以下のとおりとする。

ア 使用車両(車種・登録番号・積載量を記載、天蓋付水密ダンプであることが分かる写真等の添付)の届出書、自動車検査証の写し及び任意保険証の写し(ただし、書類の更新のみの場合、写しの提出は不要であるが、発注者が確認のために原本又は写しの提示を求める場合がある。)

イ 中間処理施設及び付属機器の仕様等を記載した書類(施設の設置許可証の写し又は検査済証の写しを含む)

ウ 沈砂の運搬経路図

エ 本業務を行うことにより地方自治体に届出が必要となる場合はその写し

オ 緊急連絡表

## 7 報告書類

### (1) 委託業務実施報告書

広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、月間報告書とし、翌月の10日(ただし、3月分については3月31日)までに提出し、発注者の確認を受けるものとする。なお、月間報告書の構成は以下のとおりとする。

ア 沈砂処理業務集計表

イ 業務写真帳

(ア) 業務写真帳はA4サイズで片開きとし、1ページ当たり3枚程度(1枚 概ね80mm×120mm)とし、積込み・搬入等の概要がわかるように撮影・整理すること。また、車両写真は、車両番号が読み取れること。

(イ) 撮影内容、撮影回数は、以下のとおりとする。

a 積込み時(毎月1回以上)

b 中間処理施設への搬入時(搬入毎)

(ウ) 写真撮影にあたっては、デジタルカメラの日付入力機能または撮影日を記載した黒板等を同一の写真に写し込み、撮影日が分かるようにすること。

### (2) 行政処分等に係る報告

受注者は、この業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分や改善勧告等行政指導を受けた場合、その内容を直ちに発注者に対し口頭で行うとともに書面により報告するものとする。

### (3) その他

受注者は、以下の書類を月毎に提出するものとする。

ア 写真帳（沈砂の中間処理状況及び中間処理後の沈砂の搬出・処分等）

(7) 業務写真帳はA 4サイズで片開きとし、1 ページ3 枚程度（1 枚 概ね 80mm×120mm）とし、搬出・処分等の概要がわかるように撮影・整理すること。

(イ) 撮影内容、撮影回数は、以下のとおりとする。

a 中間処理作業時（毎月1 回以上）

b 中間処理施設の全体風景（毎月1 回以上）

c 中間処理後の沈砂の車両への積込み・搬出時（毎月1 回以上）

d 再資源化施設又は管理型最終処分場への搬入時・荷卸時、施設全景及び処理風景（毎月1 回以上）

(ウ) 写真撮影にあたっては、デジタルカメラの日付入力機能または撮影日を記載した黒板等を同一の写真に写し込み、撮影日が分かるようにすること。

## 8 履行状況確認

発注者は、本業務の履行状況を確認するため、受注者の施設等について適宜立入調査できるものとする。

また、発注者は必要に応じ再資源化施設についても現地を確認する場合があるので、その際、受注者は発注者に協力するものとする。

## 9 搬出停止等の措置

前記7の報告、前記8の履行状況確認及び特記仕様書5の通知により、発注者が必要と認めた場合、沈砂の搬出停止、搬出量の調整その他必要な措置を講ずることができるものとする。なお、この措置により受注者が損害を受けることがあってもその損害を発注者に請求することはできない。

## 10 費用の負担等

本業務を実施するにあたっての必要な経費のうち、場内の搬出場所における電気・水道料金の費用については、発注者の負担とする。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。

また、当該業務において中間処理産業廃棄物を埋立処分する場合は、搬出先の都道府県等の条例に基づき、処分にかかる税金等を受注者において適正に支払うこと。

## 11 その他

(1) 廃棄物処理法に基づく委託基準に関する事項は、別添特記仕様書による。

(2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

特記仕様書

1 委託内容

(1) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

ア 収集・運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

イ 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

(2) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び契約単価

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び契約単価は、次のとおりとする。なお、予定数量に増減があっても、受注者は損害賠償等を発注者に請求しないものとする。

種類：雨水沈砂

予定数量： 381 t

契約単価： 〇〇, 〇〇〇円/t (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇, 〇〇〇円/t)

(3) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された前記(2)の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、次のとおり処分するものとする。

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分の方法： \_\_\_\_\_

施設の処理能力： 〇〇m<sup>3</sup>/日

(4) 最終処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分の方法： \_\_\_\_\_

施設の処理能力： \_\_\_\_\_

(5) 収集・運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わないものとする。

2 適正処理に必要な情報の提供

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供するものとする。

(2) 受注者は、当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報が、前記(1)の規定により発注者から提供された情報（仕様書含む）以外にある場合は、あらかじめ発注者にその情報について確認しなければならない。この場合、発注者は書面をもって受注者に提供する。

(3) 発注者は、委託契約期間中、異物の混入等により委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。なお、通知する場合の性状

等の変動幅について取り決めが必要な場合は、あらかじめ発注者と受注者で協議の上、定めることができるものとする。

### 3 再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、広島市委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。

### 4 委託業務終了報告

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出するものとする。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じたマニフェストB2票で、処分業務についてはマニフェストD票及びE票で代えることができる。(電子マニフェストの場合は、電子マニフェストシステム(JWNET)のシステム上で、収集・運搬業務は「運搬」、処分業務は「処分」が確認できること。)また、受注者は、広島市委託契約約款第12条第1項に規定する委託業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。

### 5 業務の一時停止

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知するものとする。発注者は、受注者が処理を適切に行えるようになるまでの間は、受注者に新たな処理の委託は行わないものとする。
- (2) 発注者は受注者から前記(1)の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

### 6 委託契約金額・支払い

発注者は、受注者から広島市委託契約約款第13条第1項の規定による委託契約金額の請求を受けた時は、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払うものとする。

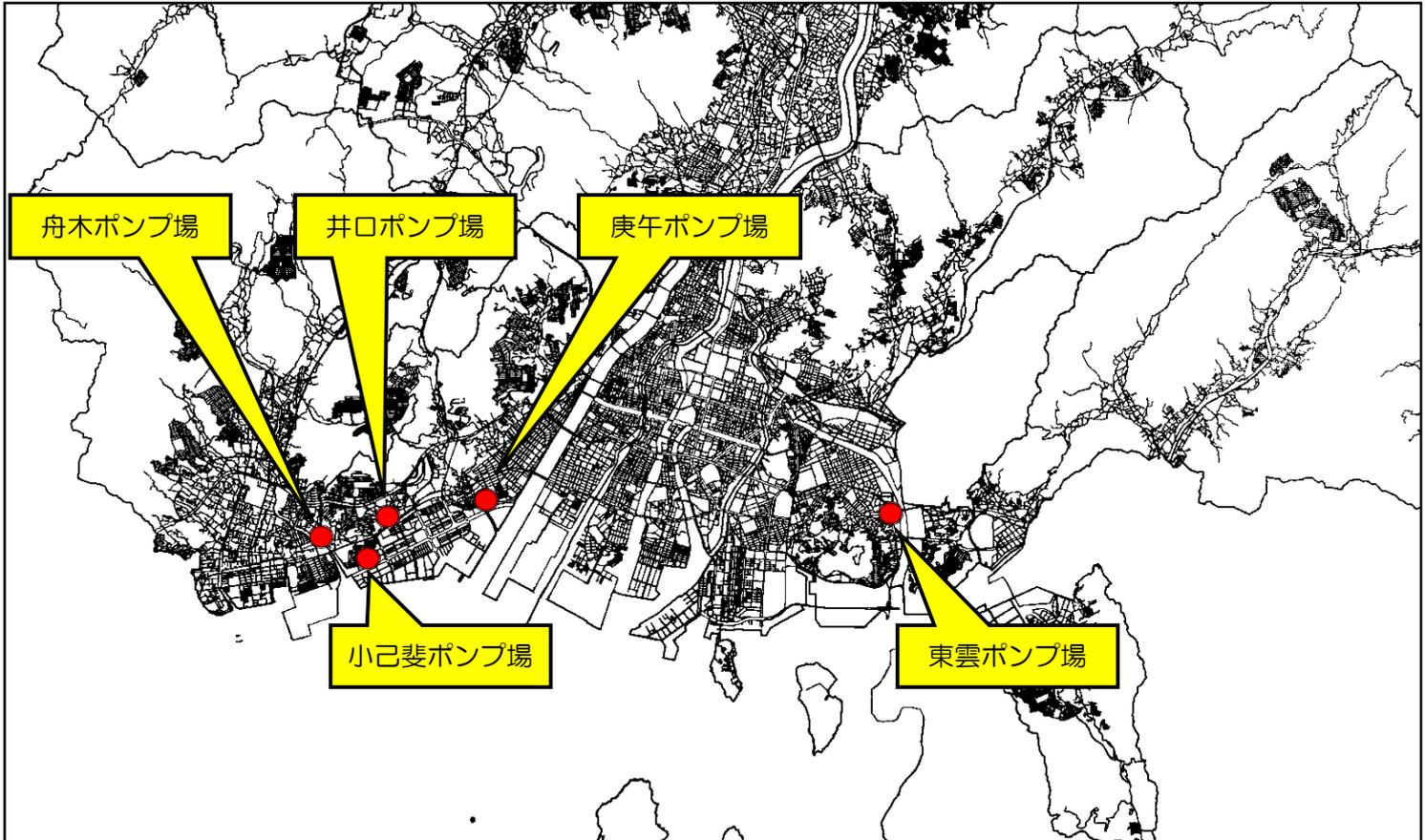
### 7 契約の解除

- (1) 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- (2) 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
  - ア 受注者の義務違反により発注者が解除した場合
    - (7) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
    - (イ) 前記(7)に掲げる業務を受注者が行うことが困難、又は受注者に行わせることが不相当と発注者が判断した場合は、受注者は業務を停止し、その産業廃棄物を発注者に引き渡さなければならない。
    - (ウ) 前記(イ)において、発注者はその産業廃棄物の収集・運搬及び処分に要した費用を受注者に請求することができる。
  - イ 発注者の義務違反により受注者が解除した場合  
その産業廃棄物の取扱いについては、発注者と受注者とが協議して、これを定める。

### 8 契約期間

この契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## ポンプ場位置図



### 業務対象場所

東雲ポンプ場	南区仁保新町二丁目12-23
庚午ポンプ場	西区草津東一丁目15-23
小己斐ポンプ場	西区井口五丁目28- 1
舟木ポンプ場	西区井口四丁目 2-52
井口ポンプ場	西区井口一丁目4-20

# 業 務 設 計 書

(維持課)設計 → 技術管理課

設計	検算	照合	課長補佐	課長	係	検査係長	技術管理課長
----	----	----	------	----	---	------	--------

第	号									
令和 8年度	会計区分 下水道事業会計	款 下水道事業費用	項 営業費用	目 ポンプ場費	所属 維持課	設計 R8.1	提出 R8.1	直営 請負	競争入札 随意契約	
		業務名 東雲ポンプ場ほか4か所雨水沈砂処理業務（単価契約）			業務場所 南区仁保新町二丁目ほか4町		委託期間 日開 契約締結の日から 令和 9年 3月31日まで			
施行理由 東雲ポンプ場ほか4か所から発生する雨水沈砂を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に準じて適正に処理することを目的とする。										
設計概要  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 20px;">                     1 東雲ポンプ場                      2 庚午ポンプ場                      3 小己斐ポンプ場                      4 舟木ポンプ場                      5 井口ポンプ場                 </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div>                     予定数量 381 t                 </div> </div>										

\* 不要の文字は、消すこと。



(乙)

2

工 種 ・ 名 称	種 別	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
[第 1 号 内訳書 雨水沈砂処理費 1式当り]							
1. 収集運搬費			t	381	00		
2. 中間処理費			t	381	00		
3. 再資源化処理費			t	381	00		
小計							
4. 共通仮設費			式	1	00		
計							
5. 現場管理費			式	1	00		
計							
6. 一般管理費等			式	1	00		
合 計							
					@1t当り		

(乙)

3

工 種・名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
	[第1号 代価表 収集運搬費]						
軽油	4t車		L				
運転手			人				
機械損料			時間	1.00			
雑品			式	1.00			
計							
					@1t当り		